

# PRTR等対象物質の見直しについて

令和元年7月22日

環境省 大臣官房 環境保健部  
環境安全課

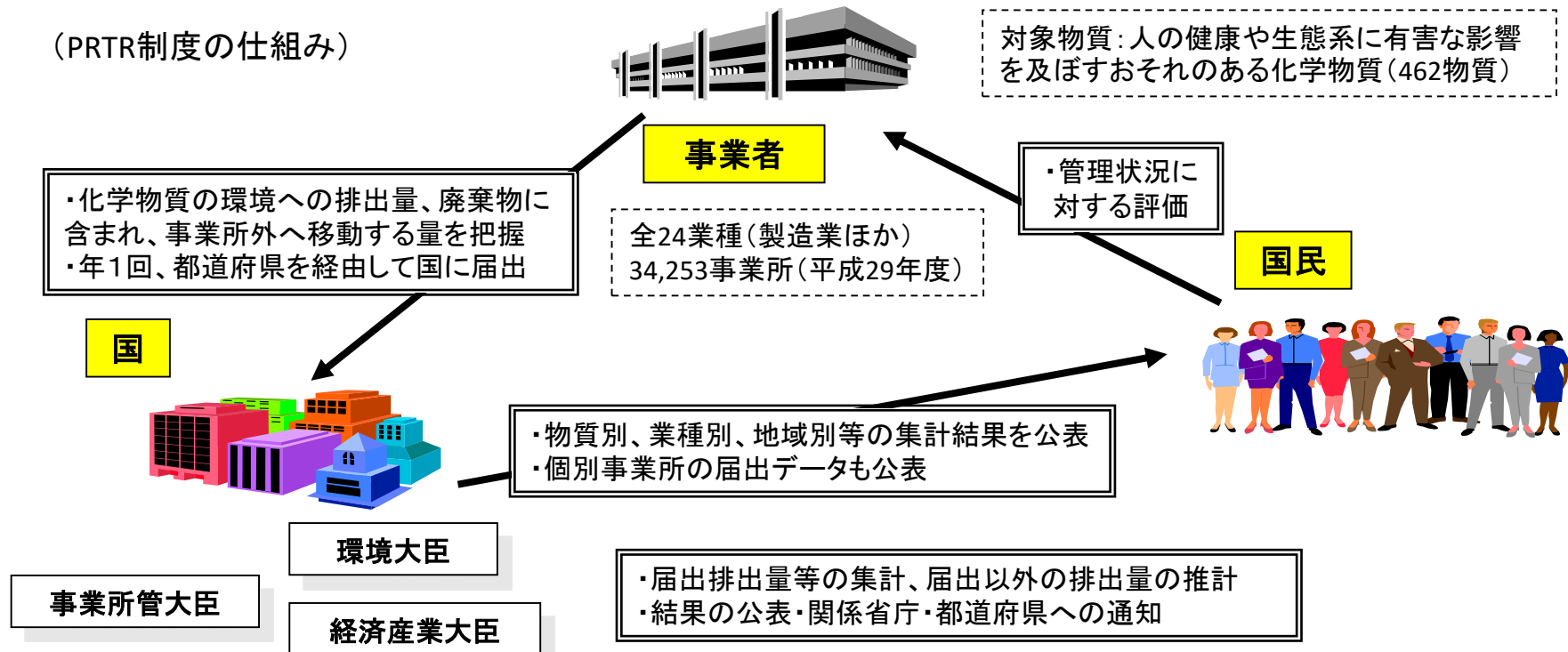


# 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR制度)

## 制度の概要

- ・化学物質排出移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)
- ・経緯: 平成11年に制定された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づき導入
- ・目的: 事業者による化学物質の自主的な管理の改善促進し、環境の保全上の支障を未然に防止
- ・対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計し公表

(PRTR制度の仕組み)





# 現行の対象化学物質

## 第一種指定化学物質：462物質

- ・有害性（ハザード）とばく露可能性に着目して選定
- ※第二種指定化学物質（SDSのみ対象）：100物質

## 特定第一種指定化学物質：15物質

- ・第一種指定化学物質のうち、発がん性等が認められる物質
- ・第一種指定化学物質と製品の要件、年間取扱量の要件が異なる

【現行対象物質】石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、塩化ビニル、ダイオキシン類、鉛化合物、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン＝トリクロリド、ベンゼン、ホルムアルデヒド

### 有害性（ハザード）

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

### ばく露性

#### 第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地域で汚染が検出
- 年間製造・輸入量が100トン以上
- 年間製造・輸入量が10トン以上の農薬及び発がん性クラスI相当の化学物質
- オゾン層破壊物質：これまでの製造・輸入量累積が10トン以上

#### 第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の1地域から汚染が検出
- 年間製造・輸入量が1トン以上

# PRTR制度の見直しの検討結果について

## 見直しの背景

- ・第55回規制改革会議(平成27年12月開催)に対し、平成30年度を化管法の見直し年度と報告。
  - ・化管法の前回見直しから10年が経過しており、この10年間の状況を勘案した見直しが必要。
  - ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)において化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進、化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進等について重点的に取り組むこととしている。
- 今後の化学物質環境対策として、化管法の今日的な在り方について検討が必要

## 主な検討結果(制度全体)

環境保健部会 化学物質対策小委員会  
(経産省との2省合同審議)にて審議

- ・対象化学物質の見直しの考え方
  - －対象とする候補物質(母集団)
  - －有害性の判断基準
  - －環境中での存在に関する判断基準
  - －環境保全施策上必要な物質の追加
- ・特別要件施設の点検
  - －水俣条約に基づく大防法の措置(水銀測定)による水銀及びその化合物の届出対象への追加
- ・届出データの正確性の向上
- ・災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有
- ・廃棄物に移行する化学物質の情報提供のあり方

制度全体に関する諮問

環境保健部会 化学物質対策小委員会  
(経産省との2省合同審議)

答申(6/28)  
→資料3-4

「対象化学物質の見直しの考え方」を踏まえた審議

設置→資料3-2

物質選定に関する諮問  
→資料3-3

環境保健部会 **PRTR対象物質等専門委員会**  
(厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)

答申



# 対象化学物質の見直しの検討について

## 対象化学物質の見直しの考え方(R1.6月答申)

### ① 対象とする候補物質(母集団)

- 現行化管法対象物質
- 各種法令規制物質等
- ※ 農薬は引き続き対象

※赤字箇所が  
前回見直しからの  
変更点

### ② 有害性の判断基準

- 評価手法が確立して一定のデータ蓄積がある項目(発がん性、生態毒性等)
- 一定以上の**生態毒性**を有し難分解、高蓄積である物質を  
**特定第一種指定化学物質に追加**

### ③ 環境中での存在に関する判断基準

- 一般環境中での検出状況
- 排出量等での判断

- 1) 現行の第一種指定化学物質  
: **届出排出量+届出外排出量** 10トン以上  
※届出移動量が多い物質は100トン以上  
(すべてが排出されないため)
- 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質  
(化審法用途のみの物質): **推計排出量** 10トン以上
- 3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質  
(化審法用途以外の用途もある物質)  
: 製造輸入量 : 100トン以上

### ④ 環境保全施策上必要な物質

- 環境基準が設定されている物質
- 化審法の優先評価化学物質等

相当広範な地域での  
継続的な存在の程度との  
相関性の観点から  
**製造輸入量から  
排出量への変更**

## 前回見直しの答申(H20.7月)

### 今後の課題

- 初期リスク評価の結果のより一層の活用
- 物質選定基準とGHSとの一層の整合化
- 付随的生成物の選定に向けた排出量の把握方法の確立

## 環境保健部会 PRTR対象物質等専門委員会

(厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)

### 今回の見直しでの主な検討項目

#### ・有害性の判断基準

- 有害性項目ごとの物質選定基準の検討
- ※物質選定基準とGHSの整合

#### ・環境中での存在状況に関する判断基準

- 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質  
(化審法用途のみ)  
: 化審法用途のみの場合の排出係数の設定方法
- 3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質  
(化審法用途以外の用途もある物質)  
: 製造輸入量の設定方法

## PRTR対象物質、SDS対象物質の選定